

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

法人名 社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会

事業所名 富良野市社会福祉協議会
ホームヘルプステーション
富良野市デイサービスセンターいちい
ふらのケアプラン相談センター「いちい」

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方

(1) 目的

本指針の目的は、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会が運営する事業所において、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

(2) 感染対策の重要性

感染症とは、ウイルス、細菌、真菌などの病原体が人の体内に入り込み、増殖することで発症する疾患である。介護保険サービスを利用する高齢者や基礎疾患を持つ方々は、感染への抵抗力が低下していることが多く、感染症にかかりやすい。また、認知機能の低下により感染対策への協力が難しい場合もある。

介護施設や事業所においては、職員を介して感染症が広がるリスクもあるため、予防と早期の対応が重要である。感染症は個人の健康だけでなく、施設全体の運営にも影響を及ぼすため、その理解と対策は介護現場において必須の事項である。

(3) 注意すべき主な感染症

①利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

②感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等

③血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

2. 感染症 予防及びまん延防止のための体制

(1) 当事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の委員は、管理者及び各事業所の支援相談員、サービス提供責任者、その他管理者が必要と認める者（看護師等）とする。

(3) 委員会には、感染対策担当者（以下「担当者」という。）を1名置き、担当者は各事業所の現場責任者とする。委員会は担当者が召集する。

(4) 委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね1年に1回以上、定期的に開催し、検討結果を職員に対して周知する。

(5) 委員会は、次の掲げる事項について検討する。

- ①事業所内感染対策の立案
- ②指針・マニュアル等の整備・更新
- ③利用者及び従業員の健康状態の把握
- ④感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑤研修・教育計画の策定及び実施
- ⑥感染症対策実施状況の把握及び評価

3. 感染症 予防及びまん延防止のための体制

委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修を行う。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的な研修

感染対策に関する定期的な研修を年1回以上行う。

4. 平常時の対策

平常時における適切な対策の実施は、感染リスクの低減と健康な職場環境の維持に重要な役割を果たす。以下の項目は、日常の業務において重点的に取り組むべき対策である。

(1) 事業所内の衛生管理

事業所内の衛生管理は、感染症の予防における基本であり、定期的な清掃、消毒、換気などが含まれる。特に多くの人が触れるドアノブ、手すり、スイッチなどは、消毒用エタノールなどを使用して頻繁に消毒することが望ましい。

また、ノロウイルス感染症の発生時など、感染症に応じた特別な消毒方法の適用も重要である。

(2) ケアにかかる感染対策

ケアに関わる業務では、手洗いや標準的な予防策の徹底が不可欠である。手洗いは、血液、体液、分泌物、排泄物などに触れた後、または手袋を脱いだ後には必ず行う。さらに、感染症の有無に関わらず、湿性生体物質に接する際は、感染の可能性を考慮して

適切な防護具（手袋、マスク、ゴーグルなど）を使用することが推奨される。

これらの基本的な予防策は、日常のケア業務において感染リスクを低減するうえで非常に重要である。

5. 発生時の対応

感染症が発生した場合の迅速かつ効果的な対応は、その拡大を防ぎ、職員及び利用者の健康を保護するうえで重要である。

（1）発生状況の把握

感染症が発生した場合、まずはその発生状況を正確に把握する。これには発生者数、感染の症状、感染が疑われる日時と場所の特定が含まれる。

（2）感染拡大の防止

感染拡大を防ぐためには、感染したと疑われる人々の隔離、共用エリアの消毒、感染者の健康観察が必要である。感染が確認された場合、他者との接触を最小限に抑えるための措置を速やかに実施する。

（3）医療機関や保健所、関係機関との連携

感染症の発生時には、地域の医療機関、保健所、市町村との連携が不可欠である。感染の報告や専門的アドバイスの受け取り、対応策の協議が含まれる。

（4）行政等への報告

感染症の発生は、関連する法令や規則に基づき、適切な行政機関へ速やかに報告する。報告には、感染者数、感染経路の推定、現在の対策状況などの詳細を含める。

（5）発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制

感染症発生時の対応を効果的に行うために、事業所内の連絡体制を整備し、迅速かつ明確な情報共有を行う。これには、緊急連絡網の整備、職員や利用者等への情報提供が含まれる。

6. 当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示するとともに事業所のホームページに掲載することで、いつでも職員や利用者等が閲覧できるようにする。

7. その他感染症対策の推進について

当事業所における感染症対策の取り組みは、その重要性と緊急性を鑑みて、管理者が専任担当者として責任を持つこととする。管理者は、感染症対策のための全ての活動の監督、調整、および実施を担当し、職員への研修、報告体制の整備、対応策の策定など、感染症対策に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。

附則

本指針は、令和6年3月1日より施行する。